

肥料価格高騰対策のごあんない

～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。



支援の対象となる肥料

令和4年11月から令和5年5月に購入した肥料(本年の春肥として使用する肥料)が対象です。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その7割を支援金として交付します。

支援金 =

$$\text{当年の肥料費} - \left(\frac{\text{当年の肥料費}}{\text{価格上昇率} \times \text{使用量低減率}} \right) \times 0.7$$

※春肥の価格上昇率は、国が統計データを基に決定

申請に必要なもの

次の2つがあれば申請できます。

- ① **本年春肥**(令和4年11月～令和5年5月に注文)の購入価格がわかるもの(注文票など)
※注文票のほか、領収書または請求書が必要です。
- ② **化学肥料低減**に向けた取組に**2つ以上**取り組むこと
(次のページのチェックシートで申告していただきます。)

※申請後は、化学肥料低減の取組実施状況の確認があります。

次のページを参照



農業者の皆様に記入いただくもの



参考様式第2号(沖縄県肥料コスト低減体系緊急転換協議会版)

取組実施者名: _____

参加農業者No.: _____

レ 告 聞 判 ほ う し て く 事

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組めるものに○を記入してください。

- 2つ以上に○が付けばOKです。
- これまで既に取り組んでいるものもカウントできます(その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大「○」で記入)を含むようにしてください。)

作付枠

作物名	作付
○○○	
○○○	
その他	
計	

住所

電話番号

複数の取組実施者からの申請: なし あり()

肥料高騰関連事業申請状況: 1国事業 2県事業 3市町村事業()



- 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付してください。
- 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「○」で記入)を含むようにしてください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壤診断による施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用()		

私は、次のことを誓約・同意します。

添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について、令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

取組実施や支援金に係る国や県等の報告や立入調査に応じます。

取組実施に関する証拠書類(土壤診断の結果、施肥設計書、購入肥料の伝票、作業時の写真等)を、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存します。

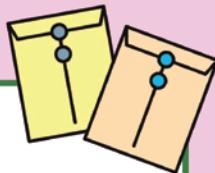
虚偽の申請や正当な理由なく取組を実施しなかった場合、支援金を返還すること又は交付されないことに異存ありません。

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署)

(注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

申請方法



農業者グループで申請してください。

申請先や申請期限は、都道府県・市町村、またはお近くの農協、肥料販売店にお問い合わせください。

5戸以上のグループで申請してください。

農協や肥料販売店などでまとめてグループ申請していただくことを想定しています。

スケジュール

今後のスケジュールは、概ね以下のとおりです。

令和4年8月

事業説明会

秋肥申請は終了致しました。

県段階の組織(申請窓口)の体制づくり

令和4年10月31日～
11月30日

農業者グループからの申請(秋肥分)

令和4年12月～

農業者グループへの支援金の交付(秋肥分)

令和5年5月15日～
6月30日

農業者グループからの申請(春肥分)

農業者グループからの
書類が整い次第 順次

農業者グループへの支援金の交付(春肥分)

⋮

農業者による化学肥料の低減の取組実施・記録、証拠書類の保管

令和5年12月末

農業者グループから取組中間報告書の提出

⋮
⋮
⋮
⋮

農業者による化学肥料の低減の取組実施・記録、証拠書類の保管

令和6年12月頃

農業者グループから取組実施状況報告書の提出

※農業者グループは、関係書類を本事業の完了日の属する年度の翌年度から5年間保存する。

Q&A



問 い	答 え
① 化学肥料が足りなくなるということを聞いたのですが。	<ul style="list-style-type: none">肥料メーカーや輸入事業者の皆様のご努力により当面必要な肥料原料は確保されています。今後も、調達状況を注視して、肥料の安定供給に取り組んでまいります。
② 化学肥料の使用量を実際に2割減らすことが支援の要件ですか。	<ul style="list-style-type: none">化学肥料の2割低減に向けて、取組メニューのうち2つ以上行っていただければ支援対象となります。選択された取組について、適切にフォローしていきます。
③ 既に化学肥料の低減に取り組んでいるため、更に低減することは難しい。	<ul style="list-style-type: none">既に取り組んでいるものもカウントします。その際は、既に行っている取組の拡大や改善で良いので、新たな取り組みを1つ以上行ってください。
④ 低減に向けた取組をしたいが、準備が必要なのですぐには行えない。	<ul style="list-style-type: none">本年度中に取り組んでください。国内資源の利用など体制整備に時間をする取組は、期間内に取り組んでいただければ結構です。
⑤ いつ頃までに申請すれば良いですか。また、いつ頃支援を受けられますか。	<ul style="list-style-type: none">春肥分を期間内にまとめて申請してください。農業者グループからの関係書類が整い次第、速やかにお支払いできるようにします。
⑥ 領収書の提出が間に合わない場合はどうすれば良いですか。	<ul style="list-style-type: none">領収書が間に合わない場合は、請求書を提出いただければ、支援金をお支払いすることができます。肥料を購入した農協や販売店に御相談ください。

沖縄県肥料コスト低減体系緊急転換協議会
TEL:050-5530- 5085

受付時間:平日9時~17時
E-mail:jimukyoku@okinawa-hiryou.com

郵送先 〒900-0014 那覇市松尾1-10-24
ホークシティ那覇ビル1階

運営事業者:株式会社りゅうせきフロントライン

資料等掲載ページ

